

令和6年9月18日

各位

徳島労働局労働基準部監督課長

過労死等防止対策推進シンポジウム開催の周知について（協力依頼）

平素は、労働行政の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

過労死等防止対策につきましては、過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき取り組んできたところですが、今なお、全国的には、過労死等に係る労災請求件数や「業務上疾病」と認定された件数は高止まりの状況にあります。

過労死等防止対策推進法成立後、10年が経過し、働き方改革関連法に基づく様々な取組の結果、長時間労働の雇用者割合の減少、年次有給休暇の取得率増加など一定の成果がみられるものの、本年4月からは、これまで適用が猶予されていた建設、自動車運転、医師にも時間外労働の上限規制が適用されるなど、過労死防止の機運も高まってきています。あわせて、長時間労働対策に加え、メンタルヘルス対策やハラスメント防止対策の重要性が増しており、フリーランス等の新しい課題にも目を向ける必要があります。

厚生労働省では、過労死等の防止を含め持続可能な就労環境の整備等について、広く国民の関心と理解を深めるための啓発を行うこととしており、その一環として、毎年11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しています。徳島県内におきましても、11月21日（木）に開催することとなりました。

つきましては、別添リーフレットを活用し、会員等への周知についてご協力をお願いいたします。

別途、シンポジウム運営事務局よりリーフレット、ポスターが直接送付される予定ですが、不足する場合は追加送付いたしますので、当課あてご連絡をお願いいたします。

【連絡先】 徳島労働局労働基準部監督課 電話 088-652-9163

令和6年9月

各位

過労死等防止対策推進シンポジウム事務局
(株式会社プロセスユニーク内)

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の御案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省では、国民の間に広く過労死等とそれを防止することの重要性について関心と理解を深めていただくよう過労死等防止啓発月間である11月を中心に全国48カ所で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催いたします。

本シンポジウムの開催に当たり、徳島会場の開催案内を送付させていただきますので、御査収のほどよろしくお願いたします。

また、本シンポジウムのご参加及び周知についてご協力いただけましたら幸いです。

敬具

記

- ・ 過労死等防止対策推進シンポジウム 徳島会場開催案内チラシ

【本件事務局】

厚生労働省「過労死等防止対策推進シンポジウム事業」

受託事業者 株式会社プロセスユニーク

〒462-0037 名古屋市北区志賀町一丁目29番地

TEL : 0570-080-082 FAX : 052-915-1523